

平成29年度行政事業レビューシート (厚生労働省)

事業名	長期家族介護者に対する援護経費			担当部局庁	労働基準局	作成責任者			
事業開始年度	平成7年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	労災管理課	志村 幸久			
会計区分	労働保険特別会計労災勘定								
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第2号			関係する計画、通知等	「長期家族介護者援護金の支給について」 (平成7年4月3日付け基発第199号)				
主要政策・施策	-			主要経費	社会保障				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	要介護状態の重度被災労働者を長期間抱える世帯では、家族の精神的・肉体的負担が大きく、また、世帯収入も労災年金に依存せざるを得ない状態にある。そのため、被災労働者が業務外の事由により死亡した場合に遺族の生活の激変緩和を図るため、長期家族介護者援護金を支給しているもの。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	要介護状態の重度被災労働者が業務外の事由で死亡した場合に、長期にわたり介護に当たってきた遺族に対して、遺族の生活の激変を緩和し自立した生活への援助を行う観点から生活転換援護金(一時金100万円)を支給するもの。								
実施方法	直接実施								
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	当初予算	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度要求		
		補正予算	-	-	-	-	-		
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-		
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-		
		予備費等	-	-	-	-	-		
		計	31	29	55	34	0		
	執行額	37	31	34					
	執行率(%)	119%	107%	62%					
当初予算+補正予算に対する執行額の割合(%)	119%	107%	62%						
平成29・30年度 予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算目	29年度当初予算	30年度要求	主な増減理由					
	労災援護給付金	34							
	計	34	0						
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	26年度	27年度	28年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 29 年度
	申請から支給決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に支給決定したものの割合を80%とする。	申請から支給決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に支給決定したものの割合	成果実績	%	67.6	-	-	-	-
			目標値	%	80	-	-	-	-
			達成度	%	85	-	-	-	-
根拠として用いた統計・データ名 (出典)	長期家族介護者援護金支給状況報告書								
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	26年度	27年度	28年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 29 年度
	全ての申請について、申請から支給決定までに要する期間を1か月とする、または、1か月以上を要する場合は、申請者にその旨連絡する。	申請から支給決定までに要する期間が1か月以内のもの及び1か月を超過したものうち、申請者に1か月以上を要する旨連絡したものの割合の合計	成果実績	%	-	93.5	100	-	-
			目標値	%	-	100	100	-	100
			達成度	%	-	94	100	-	-
根拠として用いた統計・データ名 (出典)	長期家族介護者援護金支給状況報告書								

活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	26年度	27年度	28年度	29年度 活動見込	30年度 活動見込	
	活動実績	申請のあったものについて迅速・適正に処理する。							
	活動実績	人	37	31	34	-			
	当初見込み	人	31	29	55	34			
単位当たりコスト	算出根拠		単位	26年度	27年度	28年度	29年度活動見込		
	1,000,000(円/件) ※援護金は請求1件につき1,000,000円で定額	単位当たりコスト					円/件	1,000,000	1,000,000
		計算式	円/件	37,000,000/37	31,000,000/31	34,000,000/34	34,000,000/34		
政策評価、経済・財政再生アクション・プログラムとの関係	政策	施策大目標3 労働災害に被災した労働者等に対し必要な保険給付を行うとともに、その社会復帰の促進等を図ること							
	施策	被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること(施策目標Ⅲ-3-2)							
	測定指標	定量的指標	単位	26年度	27年度	28年度	中間目標 -年度	目標年度 29年度	
		労災保険の社会復帰促進等事業のうち成果目標を達成した事業の割合(目標達成事業/全事業)	実績値	%	82.6	81.4 (見込)	精査中	-	-
			目標値	%	87.8	85	85	-	85
	本事業の成果と上位施策・測定指標との関係								
	本事業の政策評価上の個別目標は、「全ての申請について、申請から支給決定までに要する期間を1か月とする、または、支給決定までに要する期間が1か月以上を要する場合は、申請者にその旨連絡する」である。平成28年度は成果目標を達していることから、測定指標に寄与している。								
	改革項目	分野:	-						
	KPI (第一階層)	KPI (第一階層)	単位	計画開始時 -年度	28年度	29年度	中間目標 -年度	目標最終年度 -年度	
		成果実績	-	-	-	-	-	-	
目標値		-	-	-	-	-	-		
達成度		%	-	-	-	-	-		
KPI (第二階層)	KPI (第二階層)	単位	計画開始時 -年度	28年度	29年度	中間目標 -年度	目標最終年度 -年度		
	成果実績	-	-	-	-	-	-		
	目標値	-	-	-	-	-	-		
	達成度	%	-	-	-	-	-		
本事業の成果と改革項目・KPIとの関係									
-									
国費投入の必要性	項目		評価	評価に関する説明					
	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。		○	長期間要介護状態にある重度被災労働者が業務外の事由により死亡した場合、その遺族の生活が著しく不安定になることを避けるため、国費を投入し、遺族に対して支援措置を講ずる必要があることから、国民や社会のニーズが高く、当該ニーズを的確に反映している。					
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	本事業は、要介護状態にある被災労働者への保険給付業務を担う国が実施すべき事業である。					
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。		○	援護金の支給によって、遺族の生活の激変緩和措置を図っており、遺族援護のために必要であり、優先度は高い。					
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		-						
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。		無						
	競争性のない随意契約となったものはないか。		無						
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	本事業は、労災による被災者の遺族援護のための事業であり、事業者負担として行うことが妥当である。					
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。		○	通達に定められた支給額であり、妥当である。					
事業の効率性	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-						
	費目・用途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	支給に必要な援護金に限定されている。					

性	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		○	本事業については、過去の給付件数により積算しているが、平成28年度の支給実績は概算要求時に積算した予定件数を下回ったため、不用率が大きくなったものである。平成30年度の概算要求に当たって、平成28年度の実績を踏まえて積算し、所要額の見直しを行うこととする。		
	繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-	-		
	その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。		-	-		
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。		○	概ね成果目標に見合った成果実績となっている。		
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-	-		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		△	見込をやや下回る実績となっている。		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		-	-		
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-	-		
	所管府省名	事業番号	事業名			
点検・改善結果	点検結果	本事業は、被災労働者が業務外の事由により死亡した場合に、遺族の生活の激変を緩和するべく支給するものであり、過去3年間、30件程度の支給件数を維持しており、一定のニーズが見込まれる。 なお、平成27年度は成果目標を達成することができなかったが、昨年8月3日の臨時全国労災補償課長会議において、各労働局の担当課長に対し、適切な事務処理の徹底を要請したところである。このような周知・徹底の結果、平成28年度は成果目標を達成することができた。				
	改善の方向性	今後も、申請から支給決定までに要する期間を1か月以内とすることを改めて都道府県労働局、労働基準監督署に通知し、迅速・適正な処理の実現を図る。 当該経費については、今後も実績等を勘案し、必要額を精査の上、予算要求を行うこととする。				
外部有識者の所見						
行政事業レビュー推進チームの所見						
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
平成22年度	660-20	平成23年度	996	平成24年度	838	
平成25年度	433	平成26年度	443	平成27年度	455	
平成28年度	453					

※平成28年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

厚生労働省
34百万円
(平成28年度執行額)

A.都道府県労働局
34百万円

労働基準監督署

給付

B.被災労働者の遺族

〔 援護金の請求 〕

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位:百万円)

○支給対象者

以下の①～④のいずれの要件をも満たす者に支給する。

- ①障害等級第1級の障害(補償)年金又は傷病等級第1級の傷病(補償)年金の受給者(ただし、受給期間が10年以上の者に限る)であって、次のいずれかに該当していた者の遺族であること。
 - ・神経系統の機能又は精神の著しい障害により、常に介護を要すること(③に該当する者を除く。)
 - ・胸腹部臓器の機能の著しい障害により、常に介護を要すること。
 - ・せき髄の著しい障害により、常に介護を要すること。
- ②妻又は55歳以上もしくは一定の障害の状態にある最先順位の遺族であること
- ③遺族(補償)給付を受給することができないこと
- ④生活困窮者であること

